

浦安市介護予防・日常生活支援総合事業住民主体訪問型サービス事業補助金  
交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年9月13日

浦安市長 内 田 悦 嗣

## 浦安市告示第142号

浦安市介護予防・日常生活支援総合事業住民主体訪問型サービス  
事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

浦安市介護予防・日常生活支援総合事業住民主体訪問型サービス事業補助金交付要綱（令和3年告示第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「要支援者等」の次に「本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている」を加え、「法第8条第2項の厚生労働省令で定める施設及び」を「居宅（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホーム及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホームを除く。）並びに」に、「第5条」を「第5条第1項」に、「以外の居宅」を「を含む。）」に改める。

第4条第1項中「2回」を「1回」に改め、同条第2項中「掃除、洗濯及び洗濯物の整理、寝具の整理、衣類の整理及び補修、調理及び配下膳、買物の同行及び代行、薬の受取、代筆及び代読、傾聴その他の」を「身体介護を伴わない生活援助であって、」に改める。

別表活動費補助の項補助基準額の欄中「30分当たり200円」を「1回当たり400円（30分未満の場合は、1回当たり200円）。ただし、月4回までとする。」に改める。

### 附 則

この告示は、公示の日から施行する。